

文教福祉委員会

平成27年6月30日（火）
午前9時30分～午後3時26分
議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
- ・教育委員会 東島教育長、西川副教育長兼子ども教育部長、江副社会教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○堤委員長

おはようございます。これより文教福祉委員会を始めたいと思います。

冒頭御報告申し上げますが、平原議員が若干遅参するというところでございます。きょうは現地視察を先にと考えておりますので、そちらのほうに直行されるということでございます。どうぞ御了承いただきたいと思います。

それでは、本委員会の審査日程をお諮りいたしたいと思います。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、最初に付託議案の審査のために希望がありました西与賀コミュニティセンターへ現地視察に行く予定としておりますが、これ以外に現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出をいただきたいと思います。

審査の前に、4月の人事異動に伴う新任の支所長、三瀬診療所長の紹介をお願いいたします。

◎職員紹介

○堤委員長

それでは、支所長及び所長については退席をされて結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎支所長及び所長退席

○堤委員長

それでは、日程に基づきまして、付託議案の審査を行います。

まずは西与賀コミュニティセンターへの現地視察に行きたいと思いますので、議会棟の前に停車しておりますマイクロバスに移動をお願いいたします。

◎現地視察

◎午前10時55分～午前11時05分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開したいと思います。

議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴う、保健福祉部職員の御紹介をお願いします。なお新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。それではお願いいたします。

◎職員紹介

それでは、付託議案の審査に伴いまして、関係のない職員については退室をされて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○堤委員長

それでは、ただいまより審査に入りますが、発言される方につきましては、まず挙手をし、委員長の指名後にマイクのボタンを押して発言をしてください。

マイクは後押し優先です。発言後に再びボタンを押す必要はございませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまより議案の審査に入ります。

まず、第61号議案から審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第61号議案 専決処分について（佐賀市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございますか。

○山下明子委員

きのう議案質疑でも取り上げられた部分ではありますが、ずっと限度額が引き上げられてきていて、それが中間所得者層に配慮した形になるから、これはやむを得ないという答弁が本会議ではあっておりましたけれども、実際に今の分布図を見ていると、423万円を一つの契機に、そこから上のところで影響が出てくるとなると、決して必ずしも高額とは限らない部分にも影響が出てくるわけですよね。だから、その点で、今、国保税全体で納め切れないと言われている部分との関係では、いわゆる440万円から500万円ぐ

らいの中間の部分のところの滞納の状況というのは、どうなんですか、実態は。

○福田保険年金課長

限度額の引き上げをしてまいりましたが、部長も答弁したかもわかりませんが、引き上げた後に収納率が低下するという現象はございません。

また、確におっしゃるように423万円を超えるところから幾らか影響が出てまいります。ただ、これはあくまで所得でございますので、収入ではございません。そういう部分で、直接これが滞納につながるというふうには考えておりません。ただ、本当に生活的に苦しいということであれば、納税相談をいただければ、そういう中で対応できる分もあろうかと思えます。以上でございます。

○山下明子委員

今回はこれによって4,200万円の増だということではありますが、もう1つは専決処分の問題で、繰り返し言われてきて一別の議案のほうで、繰り入れ充用のこととかも出てきますけれども一実際、きちっと議決を経てから措置をするという当たり前の流れが、平気で3月31日に国が地方税法を変えてきたから、もうしょうがないですもんねという形でどんどん進められて、それに対して現場が物を言う間もなくやっていくというのは、最高4万円も上がっていくということを考えたら、ちょっと普通では信じられないことなんですよ、実際。だから、この点について、いわば4,200万円を我慢して、時期をおくらせるとかですね、そういうことが本当にできないのだろうか、別の議案の一般会計からの繰り入れ充用のときにそういうことも含めながら、このような事態に対応していくということが本当にできないのだろうかという点ではどうなんですか。

○福田保険年金課長

委員御指摘のとおり、本来であれば、議会の議決を経て、条例改正を行うべきでございます。

時期的な問題としまして、私どもも地方税法—これは施行令なんです、そちらの改正がもうちょっと早い時期に—私どものほうが国民健康保険税ではなく、国民健康保険料であれば、2月ごろに国のほうで議決をされるわけで、そしたら3月に追加提案というのも可能ではございますが、いかんせん期間がまさしく3月31日の17時3分か5分に参議院を通過したという状況でございます。その後に閣議決定をされて、同日付で政令の公布がなされた、そういう状況の中で、期間的に非常に厳しいというのが現実でございます。

もう1点ですね、1年おくらせればいいじゃないかと、確かにそのとおりでございますが、私ども国民健康保険の中で、財政調整基金を持っておりません。こういう基金がございましたら、その年度間の中で調整をするということも可能かとは思いますが、現状におきましては、それも非常に難しいと。1年間おくらせれば、要は歳入不足がまた拡大していくということになります。

あと、この限度額を今回引き上げておかなければ、例えば次に国民健康保険税の改正を

するときに、中間所得者層に負担がかかってしまうということでございますので、やっぱり、限度額の引き上げも平行しながらやっていかなければならないというふうに考えるところでございます。

あと、きのううちの部長も議会の質疑の中でお答えしたと思いますが、国のほうとしましては、被用者保険のほうで、この限度額というのが全体の1%から1.5%の範囲内ということに法律でなっているようで、国保の限度額を最終的には1.5%程度までというふうな方向性で厚生労働省は考えているようでございます。今後の見通しとしましては、限度額の引き上げというのは今後も見込まれることではございます。

お答えになったかわかりませんが、現状としてはこういう状況でございます。

○山下明子委員

税方式と料方式では取り扱いが違うということで、そのどちらをとるかというのは自治体が決めることができることだと思うんですけども、結構関西圏だと料方式が割と多いように思うんですけど、関東とか、関西とか、全体的にどちらの割合が多いとかいうのはわかりますか、どちらの方式をとってあるとかいうのは。

○福田保険年金課長

申しわけございません。割合まではわかりません。ただ、県内10市10町でございますが、これは全部税方式でございます。九州管内の市町村の中で料方式をとっているのは、多分8つか9つかそのぐらいだったと思います。北九州市、福岡市、熊本市というのは料でございます。ただ、料の場合は、時効が2年とかいろいろと制約がございますから、公平公正という形の中で、佐賀県では全部が税方式をとっているというところでございます。

○松永憲明委員

ちょっとわからないことがあるので、お聞きしたいんですけども、所得階層でこういうふうな表をつくっていただいているんですけども、これである程度わかっていくわけですね、ある程度の年間所得がこれだからということで。ところが、所得はそうでもないけども、その資産—預貯金を含めてですね、資産をたくさんお持ちの方も中にはいらっしゃるわけですね。そういった方々はどういうふうに計算をしているんですか。

○田中保健福祉部長

資産についてはこの国保税は課税のもとにはなりませんので、そこに賦課することはありません。もちろん、利子が発生して利子所得が出れば、それには課税をしていきますけど、資産に関してはありません。佐賀市はですね。国保によってはもう1つ、資産を入れて課税するところもございますが、佐賀市の場合には3方式でやっていますので、入れておりません。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第61号議案の審査を終わります。

次に、第62号議案の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第62号議案 専決処分について（平成27年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）） 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

今回、これだけのお金を入れなくてはならなくなったということについては、結果論としてはそうなんだろうということなのですが、例えば、保険税の減収のところでの、被保険者が減っていったところの、もう少し詳しい中身ですね、傾向というのをどうつかまえておられるのかということが一つお聞きしたいのと、それから、1人当たり医療費が65歳以上のほうで、むしろふえているというふうな言われ方ではあるんですが、つまり、早目に病院にかかるというよりも、重症化してからかかってしまう人というのが、どんなふうになっているかということ、そちらで傾向としてつかまえておられるかどうかですね。というのは、医療費の負担だとか、いろんなことが心配になって我慢に我慢を重ねる人というのも、結構おられるんですよね。で、早く行きなさいよと言っても、ちょっと行かずに、行ったらもうひどかったという話をお聞きすることもあり、だから、そういうことはね返ってきているとすれば、全体として、本当に国保自体が、すごく貧困化している、入っている人たちの層も。そういう中での関係性というのも出てくると思うので、今の分析をもう少し聞かせてもらえませんか。

○福田保険年金課長

被保険者数の減少、私、先ほど約2,000人と申しました。これがですね、やっぱり先ほど申しましたとおり、ゼロ歳から64歳ぐらいまでは減少傾向にあると。当然、人口の自然減というのもございますが、原因の一つとしては、景気の動向、向上に伴って、被用者保険に移られた方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

あとですね、その重症化が問題じゃないのということですが、確かに、糖尿病性の腎疾患というのが、私どもも一番危惧するところでございますが、それについては、医師会とも協力、連携をしながら今後も重点的に保健指導等を行っていきたいと考えておりますし、まずは、人間ドックとか特定健診を受けていただいて、自分の健康状態を把握していただきながら、健康な状態にさせていただくような努力を私どももしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○高柳委員

来年度も当然予測されるような状況下にあるんですか、このような状況は。

○福田保険年金課長

平成27年度というのが、まだ始まったばかりでございます。せんだって賦課をして当初の納税通知書をお配りしたところで、今ですね、平成27年度の収支の状況というのを精査しているところでございますが、正直申し上げまして、今回もありましたが、前期高齢者の精算金、私、先ほど昨年度4億6,000万円の精算があったと申しましたが、今年度もそのくらいが見込まれているという状況でございます。それらを考えますと、現年度で、要は収支がとんとんになるのかというのは、今後精査をしながら、歳出を少しでも抑制する方向にはしていきますが、見通しとしてはかなり厳しいと。そういう中で、今の税率が適正なものであるのかということも今年度検討をしながら、今後、対応を図っていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

○川副副委員長

先ほど対策の中で、ジェネリック医薬品等の推進をしていくということでしたけど、まず、医療費に対して調剤費がどのくらいかかっているのか。それと、ジェネリック医薬品が使用されている方が伸びているのか。あと、前聞いたところでですね、ジェネリック医薬品に対して、医師会は余り勧めていないという話もちょっと聞いたんですけど、そこら辺の現状がどうなのか。

○保険年金課保険企画係長

ジェネリック医薬品の使用割合の資料はちょっと持ち合わせていないんですが、先ほどの医師会はジェネリック医薬品に対して批判的じゃないかという御意見なんですけれども、今、事務局サイドと最終段階の詰めの状況になっておりまして、一応、差額通知を本年の10月から第1回目の発送をさせていただこうということで準備をしております。

差額通知というのは、今、薬品を使われている患者さんで、あなたがジェネリック医薬品に変えた場合に、このくらい差額が出ますよという通知がありまして、これは出していないのが、県内で有田町と佐賀市だけなんです。これまでは、佐賀市医師会との調整で難しいところもあったんですが、最近では保険者努力支援制度というのも平成30年からスタートいたしますので、この辺で一応御理解をいただきつつあるということで、本年の10月の発送に向けて今、調整をさせていただいているところです。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第62号議案の審査を終わります。

次に、第47号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第47号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）歳出第3

款関係分、第4款第1項 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。質疑はございませんか。

○山下明子委員

難聴児の補聴器の件なんですけど、対象者見込み6名程度というのは、さっき、県からの20名に照らしてということだったんですが、18歳以下ということで、この対象となる人たちはそんな程度で済むのだろうかというのがちょっとよくわからないんですけども、手帳の交付とならないけれども、聴力レベルが低いということが、表に出ていることの把握は、学校なんかで結構つかまれているかと思うんですが、それはこういう程度のことなのでしょうか。

○蘭障がい福祉課長

県のほうの資料によりますと、第3回障害児支援の在り方に関する検討会におけるヒアリング資料、こちらで聴覚障がい児の出現率というのが示されておまして、その記載等によると、0.13%ということらしいです、出現率がですね。県内の18歳未満の人口がこの当時の数字なんですけれども、約14万6,000人ですね。それで計算しますと、190名が聴覚障がいの対象になるだろうと。そのうち、もう身障者手帳を所持しておられる方、この方々が92名いらっしゃるということで、県内全体での対象が98名ということで試算をされております。そのうち、今年度の事業費としては20名程度を予算化したということで、その計算式でいきますと、98名のうち、佐賀市が27名が該当されるんじゃないかというふうな試算結果が出ておまして、先ほど言いましたように98名で今年度20名、佐賀市に直しますと27名で6名と、そういった根拠でございます。以上です。

○山下明子委員

そうするとですね、例えばここの目的で、言語の習得、教育等における健全な発達を支援しとなっているんですよ。本当は早く全体の実情をつかんで、必要なところにはさっと支援するというのをしないと、おくれていくじゃないですか、順番待ちを3年、4年と。子どもにとっての3年、4年は全然違ってくると思うしですね。これをやろうとしている姿勢はわかるんですけど、実態と目的との関係で、そう思うなら、全部つけりゃいいじゃないかと思うんですけどもね。その辺について、何かゆたつとしているような感じがするんですけども、どうなんですか。

○蘭障がい福祉課長

もちろん、一度に98名の方が申請をされるということになれば、不足するという事態は生じると思いますけれども、実際私も該当の児童の方にもお会いしましたけれども、現在もう、つけてらっしゃる方がほとんどだというふうに私は認識をいたしました。新規に購入される場合とかですね、今使っているものが合わないとかいう場合に申請をされるのか

などということで、そういったところでは、今の人数分で、まずはちょっと様子を見て大丈夫じゃないかと。もちろん、これで不足するというのであれば、私どもも6名程度としていまして、予算で縛りがあるわけでもございませんので、県のほうとも相談しながらですね、状況を見ながら、必要であれば補正をしていくというスタンスは確認をしておりますので。

○山下明子委員

ということは、早くこれを知らせて、買いかえのときには対応できるということと、それから、早く発見したときに、これがすぐできるよということを、いかに知らせて、それは順番待ちということではなく、必要であれば、つけられるんだということが大事だと思うんですが、そういうことでよろしいんですか。この6名程度に余りこだわらずに、そういうことなんだということでもよろしいですか。

○蘭障がい福祉課長

はい、おっしゃるとおりですね、広報が重要になってくるかとは思いますが、6名程度というのも先ほど申し上げているように、目安で予算としてつけているものですから、当然足りないということであれば、そこは検討してまいります。

○山下明子委員

両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満というところの70デシベル未満を削ることになるだろうという、ここはどういう経緯なんでしょうか、説明をお願いします。

○蘭障がい福祉課長

障害者手帳の交付対象になる6級の基準が、両耳でいいますと70デシベル以上ということになりますけれども、片方ずつで見た場合は、90デシベル以上と50デシベル以上とかですね、そういう組み合わせの6級という方もいらっしゃいます。今回70デシベル未満というのをつけてしまうと、80と50とか、手帳にはならないけれども、片方はかなりの難聴だよという方が対象にならないという疑義が生じてくるということで、そういった心配のないように、70デシベル未満は外そうということだと思います。以上でございます。

○川崎委員

これは1級から何級まであるんでしょうか。級のあるでしょう、聴覚の級の。それで、デシベル関係もよければ教えてもらいたいですけどね。

それで、児童の関係でも全然聞こえない方の補助じゃなくて、無償の級の段階のあるでしょう。そこも教えてもらいたいです。

○蘭障がい福祉課長

私どもで、「障がい者福祉サービスのご案内」という、障がい者の方にサービスを提供する、御案内する冊子をつくっております、その参考資料で聴覚障がいの方はこういう方が対象ですよということで、一覧表はございます。

手帳については、1級ということはありません。聴覚障がいの場合はですね。2級から

4級、それと6級という形になっておりまして、一覧については、こちらをごらんいただければと思いますので。後でお渡しをしたいと思います。

○堤委員長

これは川崎議員だけでもよろしいですか。ほかの方も必要ですか。よろしいですか。では、とりあえず川崎委員に、あと、必要な方はまた申し出てください、課長のほうにですね。よろしくをお願いします。

○蘭障がい福祉課長

それともう1点ですね。手帳交付になる方は、補装具の給付ということでですね、原則1割負担で補聴器がつけれるということになります。以上です。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第47号議案の審査を終わります。

次に、第5号及び第6号ないし第7号報告について説明をお願いします。

◎第5号報告 平成26年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第6号報告 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第7号報告 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、御質疑がありましたらお受けいたします。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆様は退室されて結構です。お疲れさまでございました。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。ちょうど12時になりましたので、一旦休憩を挟みたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、再開は1時ということにいたします。

一旦休憩いたします。

◎午後0時05分～午後1時 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

議案審査に入る前に、4月の人事異動に伴うこども教育部の職員の御紹介をお願いいたします。

なお新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構でございます。どうぞよろしく申し上げます。

◎職員紹介

○堤委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員の方は、退室をされて結構でございます。

◎関係職員以外退室

○堤委員長

それでは、議案の審査に入ります。

まず、第56号、第57号及び第58号議案を一括して審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第56号議案 循誘小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第57号議案 久保泉小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

◎第58号議案 川上小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

内外壁の劣化補修ということであつたんですけれども、それぞれどれくらいの面積があるのかということと、工期をどういうふうに考えられているのか、その2点をお願いします。

○堤委員長

どうですか、時間かかりそうですか。

○三島契約検査課長

先ほどの面積ということに関しましてなんですけれども、これは外壁、あるいは内壁の面積ということでよろしいのでしょうか。

○堤委員長

追加工事ですよ。追加工事分です。

○三島契約検査課長

内壁と外壁のその部分ですね。

○堤委員長

時間がかかるようでしたら、きょうは研究会がございますので、それまでの間に資料として簡単にメモで結構ですので、出していただけますか。

○三島契約検査課長

申しわけございません。至急調べまして、提出するようにいたします。

○松永憲明委員

工期についても全くわからないですかね。

学校に子どもたちがいるときは、これ多分できないだろうと思うんですよね。だから、長期休業中あたりでやるしかないんじゃないかなというふうに推測するわけですが、そういうふうになっているのかどうかということでお伺いしているわけです。

○建築住宅課建築二係長

まず仮設校舎をつくりまして、そこに移っていただいてから、学校の中をあけて工事をいたしますので、大体建物が3階建てですので、同じような工期になっております。

○堤委員長

そうしますと、先ほど言われた工期の範囲の中でやるということでございますか、そういうことでよろしいですか。

○建築住宅課建築二係長

はい、そのとおりです。

○堤委員長

では、面積等につきましては、後ほど、出してください。

○川崎委員

松永委員から内壁、外壁ということでありましたけれども、この谷口建設の天井回り改修ということで、その関係の面積も出してもらいたいと思います。

○川副副委員長

ちょっと確認ですけど、外壁等の変更については、実際に足場を組んで、目視とか、たたいてみて、どのくらいの破損があるのかということがわかりますけど、内壁、あるいは天井と天井回りについてもやはり足場を組んだ後にしかわからないということ考えていいですか。

○建築住宅課職員

一応、内壁につきましてもですね、足場とまではいきませんが、例えば、脚立みたいなものであるとか、そういったものである程度高さの部分というのは確認しないと正確な数字は出てこない。天井面につきましても同じように、ある程度天井の裏とか中のほうを調査をしないと、はっきりした数字が出てこないというふうな形でございます。

○川副副委員長

設計書を作成する場合は、内壁の部分、あるいは天井回りについては、脚立で対応できるというならば、そのときに、設計書の中に盛り込むことができるのかなと。外壁の

場合は当然、校舎の周りに大規模な足場を組んで目視だとか、実際にたたいてみないと破損部分がわからないと思うんですけど、内壁関係についても、設計の段階では、まず無理ということで考えていいですか。

○建築住宅課職員

今、委員おっしゃられた内壁については、外壁に比べると、手が届く範囲というのがある程度広がりますので、内壁については外壁よりも設計段階で打診等を行ってというふうな形で、設計は行っておるところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようです。

第56号、第57号及び第58号の議案につきましては、資料提出を要求いたしておりますので、それを待ちながら、次に進めたいと思いますが、一旦これで締めたいというふうに思います。

次に、第47号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第47号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第2号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第3条(第3表) 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

まず、北川副小学校運営協議会並びに北川副小学校PTAによりますユニバーサルデザインなんですけれども、具体的にはどういった内容になるのかということと、その下の研究指定校の芙蓉、城西、諸富の3校ですけれども、それぞれ金額が幾らぐらいになって、そして、これは単年度の研究指定なのか、複数年度なのか、そこら辺をまずお伺いいたします。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

まず1点目の北川副小学校の教育ユニバーサルデザインの補助金でありますけれども、先ほど申しましたように、今、北川副小学校は、デザインの推進校であります。北川副小学校の活動内容とか、またその考え方につきまして、まず冊子をつくって、地区公民館で、北川副の各地域の方に学習会とかですね、そういうところを予定をされています。

また、全体的に見ますと、ユニバーサルデザインのシンポジウムとか、そういうところも計画をされ、また、新聞等のメディアも使いまして、こういう活動内容の周知といひますか、啓発のほうもしたいというところでお考えになっています。以上です。

○山下明子委員

現在、ユニバーサルデザインで取り組んでいるというその中身をもう少しイメージの湧くような形でお願いしたいんですが。

○中村学校教育課長

北川副小学校が、研究委嘱でユニバーサルデザインに取り組んでおりました。これは、学習環境や、それから授業のユニバーサルデザイン化を行うということで、どういう子どもたちも落ちついて学習に集中できるような、そういうのを環境や授業方法で工夫をするということがございます。

まず、発達障がい等の子どもたち、それ以外の子どもたちも含めてですけれども、授業に集中するために、例えば、今までだったら、教室の前面のほうに大きな学級目標を張ったりとか、いろいろと掲示物を張ったりしておりました。ところが、そういう子どもたちは、そういう自分の集中力をそぐようなものがあつた場合に、そちらに集中が行ってしまつて、黒板とか先生の話に集中できないところがあります。それで、北川副小学校は、まず、そういう環境を変えようということで、前面の掲示物を一切外しまして、例えば、学級目標とかは側面や後ろに張ったりして、教室を集中できるようなものにするとか、それから授業の見通しを持たせるために、最初にこういうめあてできょうは学習しますよ、次は話し合いをしますよ、最後にこういうふうにまとめをしますよという授業の流れを黒板に掲示して、今、ここをやっています、次はここに行きますよというのがわかるようにするというようなことで、どの子どもも安心して、また集中して学習ができるようにということで、そういう発達障がい等の子どもたちのことも考えた授業づくりを進めていらっしゃいました。ですから、そのことを学校だけじゃなくて、地域や保護者の方にも知っていただいて、全体でそういう子どもたちが集中できるように、こんな工夫が必要なんですよ、こんな語りかけやこんな手だてが必要なんですよということをお知らせする、それを学校だけじゃなくて、地域全体、PTAも一緒になってやろうということで、シンポジウムとか冊子とか、そういうものを考えていらっしゃるといふことでお聞きしております。

○山下明子委員

そうすると、今の話は、現在の北川副小学校での取り組みを北川副の地域家庭に届けていくということが目標になっている事業ですね、今回のこのチャレンジ交付金使ってということで、あとはメディアなどを使って。今のお話を聞いていると、大変大事なことであるわけなんですけど、もう少し佐賀市全体に広げていくような取り組みにということを側面的にはもっと考える必要があるんじゃないかと思うんですが。北川副小学校としては北川副の校区にということなんでしょうけれども、教育委員会として普及に関しては、もうちょっと視野を広げて考えたほうが良いという気がするんですが、その辺はどうなんですか。資料の数だとか、そういうことも含めてですね。

○藤田こども教育部副部長兼教育総務課長

基本的には今回のさが段階チャレンジ交付金は、各事業主体とか、また、地域の代表者が申請人になって県のほうに申請をされています。その事業内容も基本的には個別に県に申請をされて、それで、申請内容を確認、認可という形になっていますので、まずは事業主体が進めていく事業に対して県が補助をするという事業であります。ですから、今後、今の御指摘の中で、今後、教育委員会としてはどう対応していくのかというところまでは、ちょっと至っていない。まずは、事業者の方たちの御意向を踏まえて、それを尊重しながらの補助事業という形になっております。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかに御質疑はございませんか。

(「さっきの答弁」と呼ぶ者あり)

答弁ですね。

○中村学校教育課長

それでは、先ほどの研究委嘱について御説明いたします。

まず、各学校の補助金の額ですけれども、城西中学校が20万円です。それから芙蓉中学校が22万円。諸富中学校、諸富北小、諸富南小がそれぞれ25万円。それから、北山中学校が20万円。それから、先ほどの芙蓉中の22万円は、国の委託ですので、それに加えて、県の委託の20万円が加わることとなります。それから、事業については、2年間の委嘱になっておりますが、北山中につきましては、昨年度と今年度になりますので、今年度までということになります。以上でございます。

○松永憲明委員

芙蓉中だけなんですか、それとも芙蓉校全体ですか。

○中村学校教育課長

一応委嘱は芙蓉中学校になっておりますが、小中一貫校でございますので、学校としては、小学校、中学校まで含めた9年間でこのキャリア教育に取り組むということで研究を進めていらっしゃいます。

○高柳委員

それぞれの研究内容がわかれば、教えていただきたい。

○中村学校教育課長

まず、城西中学校ですけれども、英語のコミュニケーション能力を高めるために、指導者になれる先生に、文部科学省とか、教員センターとかに行っていただいて、そこで新たな、これからの英語教育についての指導を受けていただきまして、その先生が、そこで学んだことを持ち帰って、学校の中で、それを子どもたちに伝えたり、また、その先生の指導をそれ以外の英語の先生方が見たり、それから、研修会を開いて、ほかの学校の英語の先生方にも見ていただいて、それぞれの学校に広げていくというような形で、コミュニ

ケーション能力、それから、英語教諭の指導力の向上を図るような、そういう研究になっております。

それから、芙蓉中学校につきましては、キャリア教育ということで、将来に向かって子どもたちの夢の実現のために、例えば、職場体験とか、それから、夢の実現のための職業調べとか、それから、そのためのマナー検定とかですね、そういうふうな具体的な将来の職業につながるような、9年間の発達段階で学ぶべき、そういうものを少しずつ年を追うごとに高めていくということで、2年間かけてカリキュラムをつくっていかうと考えてらっしゃいます。

それから、諸富の3校につきましては、小・中学校に委嘱をされていますので、小・中学校両方でその検証を図っていくということで、この3校は、基礎学力的な内容は、ほぼ県の平均に近い点数がとれていましたけれども、活用力ですね、思考力、判断力、表現力等については、まだ十分じゃないところもありましたので、基礎、基本の定着を図りながらも、それを生かすために、実際に学んだことを使って、また新たな応用力の問題に取り組むとか、または子どもたちに自主的な取り組みをするための手だてを考えるということで、今、研究の計画を練っていらっしゃる場所なので、具体的な内容についてはこれからということでございます。

それから、北山中学校につきましては、昨年度も実は研究発表をしていただいておりますけれども、オーストラリアのリズモア校との交流を通して、英語のコミュニケーション能力を高めるということで、私も授業を見させていただきましたが、実際にテレビ会議システムを使って、向こうの子どもたちと英語で会話をしたり、それから、お互いに自分の考えを話したりとか、それから、国内の交流ということも考えていらっしゃいますので、唐津の小川小・中学校の子どもたちとの交流も、このテレビ会議システムを使ってとられていました。小規模校でありますけれども、そういうテレビ会議システムを使えば、コミュニケーション能力の向上につなげることができるということで、今年度までそれについて取り組んでいただいております。以上でございます。

○山下明子委員

15ページの病児保育の件ですけれども、国の補助メニューを待っていると時間がかかってしまうので、単独でということで、これは英断だと思いますけれども、参考までにですね、香月医院のときの利用数がどうであったかということが1つと、それから、閉園されてからちょっとの間ではありますけれども、市民からの相談だとか、そういうことがあっているかどうかというのが2つ目です。それから、3つ目に、国の一定の補助基準があると言われたんですが、ちなみに、新設の場合、どれぐらいの補助があるんですかね。

○久我こども家庭課長

まず、香月医院の利用状況ですけれども、平成26年度におきましては、86人の利用がっております。前年度は140人になっております。平成26年度の利用件数が少なかった

のは、香月先生の体調が悪いということで、休診されていた時期が多かったため、利用が減ったものと見込んでおります。

それと、市民の声ですけれども、私どものほうがですね、ホームページに香月医院の閉院のお知らせを載せるのがおくれまして、ホームページを見られて、香月医院のほうに連絡をしたけれども、閉まっていたという苦情の声を何件かいただいておりますので、そういうニーズはあったと思います。私どももそれを聞いて早急に整備しなければならないと考えたところです。

○こども家庭課こども育成係長

3つ目の国の補助基準の分ですけれども、国の基準が、定員何人を入れますかという定員に7.2平米とか、国の示した数値に掛け算をしながら、そのうちの3分の1ですよという計算になっております。以上です。

○山下明子委員

というと、もし、この新しく福田医院で整備をするというふうになった場合に、国が3分の1補助するとすれば、単純に言えば400万円ぐらい補助金が来たかもしれないと思ってもいいんですか。

○こども家庭課こども育成係長

先ほどの分に当てはめをしてみますと、約350万円程度になります。

○山下明子委員

この国の補助自体は、新しくつくるときに環境整備ということで来るんだと思うんですが、今回みたいに、途中で閉院して、すぐ次の病院を見つけようということで地元で頑張っていこうとしたときには、当然つなぎで、すぐ次の環境整備をしていかななくてはいけないということに今回みたいになるわけですよ。そういう場合に、相手先が見つかるタイミングの関係はあるんでしょうけれども、早く言っていればできたことなのか、国としてもこういうメニューがある中で、スムーズなつなぎができるようにということにはなっていないんですかね。どんな状況ですか。

○こども家庭課こども育成係長

まずこの国の補助メニューの分のスケジュールでいきますと、新築も改築も同じなんですけど、例えば、今年度にメニューを使いたいというときには、まず昨年11月に手を挙げてくださいと。昨年11月に手を挙げて、それが採択されて、工事着工していいですよというのがことしの11月ぐらいというお話を聞いておりまして、香月医院が3月でやめられて、福田医院をこの補助に乗せようとするなら追加要望をして11月まで待たないといけません。となれば、来年の3月に工事完了という形になり、一刻も早くという形にならず、1医院体制ではちょっと無理だろうということで、市民サービスの一環、そこも踏まえて、単独でも早く開院しようということでさせていただいているところです。

○山下明子委員

ということは、これはもちろん国に言うべき話ではあるんですけども、後追いであったとしてもそういう対応をしたときに、申請をすればできるようなシステムになっていけば、もう少し進みやすくはなるということですよ。そうしないと、実際、穴があいてしまうというのが現場ではちょっとつらいものがあるということですよ。

○中村学校教育課長

資料ナンバー2番の予算関係議案のところを言い忘れておりました。申しわけございません。

5ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。

第3表の債務負担行為補正についてでございます。

先ほど申しました鍋島小学校の電子黒板、パソコン29台のリース料についてですけども、これが5年間のリースになります。そこで、平成27年度から32年度までの5年間支払うということで、債務負担行為の補正を行うものでございます。

○川崎委員

関連ですけど、電子黒板というのは耐用年数はどれくらいですか。

○中村学校教育課長

ディスプレイがある電子黒板自体は8年ということですけども、今回は、それを起動させるためのパソコンの部分ですね、これがもう5年以上たちましたので、更新させていただいております。

○堤委員長

よろしいですか。

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようですので、第47号議案の審査を終わります。

次に、第4号及び第5号報告について説明をお願いします。

◎第4号報告 平成26年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 平成26年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、御質疑があればお受けいたします。御質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

ほかに御質疑もないようですので、以上で、こども教育部に関する議案の審査を終了いたしましたと思います。

後ほど資料の提出をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、こども教育部の職員の皆様は退室されて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、社会教育部の審査に入ります前に、4月の人事異動に伴う社会教育部の職員の御紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職の変更があった方のみ紹介していただければ結構です。それではお願いいたします。

◎職員紹介

○堤委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査に関係のない職員の方は退席されて結構でございます。よろしく申し上げます。

◎関係職員以外退室

○堤委員長

それでは、議案の審査に入ります。

まず、第49号議案から審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第49号議案 佐賀市星空学習館条例 説明

○堤委員長

ただいま説明がございました。これから質疑に入りますが、朝方申し上げましたとおり、現地視察を既に済ませておりまして、その折にも若干、意見交換といたしますか、質疑を行っております。ただ、議事録には記載されませんので、今後議事録、もしくは委員長報告の中に反映させていきたいということにつきましては、改めて、再度になるかもわかりませんが、質疑のほう、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、早速、質疑に入りたいと思います。

御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○山下明子委員

勉強会のときから、資料をお願いしていたはずだったんですけども、現在の西与賀コミュニティセンターの各部屋ごとの利用状況について、まずお願いしたいと思います。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

先ほど御質問がありました資料関係でございますが、私の記憶では、利用状況等につきましては、スポーツ施設の利用状況ということで記憶をしております。今回資料のほうは整理はしておりません。

各部屋ごとの利用状況ということで御説明させていただきます。

平成26年度の実績でございますが、多目的ホールにつきましては、1万1,123人、創作室、これは1階の北側の部屋になりますが、1,272人。親子談話室、これは、1階の和室でござ

いますが、726人。2階のほうに移ります。星空学習室、1,042人。星空資料室、1,409人。3階の天体観測ドームでございます。ここが764人。合計で1万6,336人の実績となっております。以上です。

○山下明子委員

ということは、そもそも、全体の中で、純然たる星空のドームに関しては764人ということで、議案質疑のときに、年間約800人と言われていたのは、このことだったんだなということなんですが、星空学習室とか星空資料室の利用の中身というのは、実際に星空に関する学習だったりしていたんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

天体観測ドームが、天体事業関係で整理をしております。

他の部屋の分の人数につきましては、他のサークル関係の利用ということでございます。

○山下明子委員

そうしますと、1つはですね、コミュニティー施設から生涯学習施設にという言い方なんですが、もともと西与賀公民館が相応のところにあってですよ、もともと公民館もありながらコミュニティー施設としてこれができた。そこで使われてきた中身というのが、地域コミュニティーという言い方をえらくされていますけれども、実際の利用の中身が、本当に大きく変わっているんですかね、この間。つまり、星空はもともと余り多くなく、それ以外のところが非常に多く、学習室に関しても必ずしも星空に関係することではないという使い方が、ずっと流れとしてあったのかどうかについてはどうですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

星空につきましては、平成4年に建設した後はですね、天体観測ドームなどで定期的な観望会等を実施しております。

それで、先ほど申しました人数関係につきましては、利用としては、上の星空学習室とも利用しております。先ほどの人数には、天体のほうで整理をさせていただいておりますので、利用とかはあっていたところでございますが、人数的にやはり天体のほうには充実ができていなかったということでございます。実際には地域活動を行うに当たり、西与賀公民館が古くて狭いということで、補完的な形で作っております。将来的には西与賀公民館として整理をする予定でしたが、西与賀公民館につきましては学校の近くがいいという地元の要望もございまして、平成22年度に新しくつくっております。

地域活動と申しますと、校区の行事とか、校区の各種団体の活動の場ということで整理しておりますが、現在、西与賀コミュニティーセンターの利用の主なものは、1階の多目的ホールの卓球の利用とか、バドミントンの利用、ミニバレーの利用、それと各学習室関係の文化サークルの利用ということで、地域の方ばかりでなくて、市街全体からの活動ということになっております。

○山下明子委員

そうすると、新しい西与賀公民館ができて以降の利用数ですね、平成23年度以降の利用数はそれ以前の利用数と比べて減っているんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

大きくは減っていないと思っています。平成20年度、平成21年度で大体1万6,000人ぐらいでございました。その後、平成22年に西与賀公民館を建設しておりますが、その後、平成23、24年度は大体1万5,000人弱で、1万4,600人とか1万4,800人で推移をしております。その後、平成25年度で1万5,000人ほどに若干伸びているところでございます。

○山下明子委員

そうするとですよ、地域コミュニティーセンターという位置づけでだけでしゃべっていると、何かすごく狭い話になるんですが、市民がここの施設を利用しようと思っているという、市民に対して還元する位置づけとしては、むしろ求められている施設だと思うんですね。ちょっと減ったけれども、また持ち直している。しかも、学習室まで含めてちゃんと使われている。ただ、天体という点での押し出しが不十分だということはあったにせよですね。だから、天体の押し出しはもっと強めていくとは言いつつも、市民に対してこの施設を利用してもらいましょうということに関しては、余り矛盾はなかったんじゃないかと思うわけですね。だから、この役割を変えるんだというふうに勝手に言うというのは、果たしてどうなのかなという疑問を持つわけなんですけれども、その点は、教育委員会の中でどんな議論になったんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的に既存施設の有効活用ということで整理をしております。屋上には結構大きな20センチメートルの屈折望遠鏡を置いております。あと、星空学習室ということで、小・中学生の理科離れとか、心に特化した形での教育施設として整理をしたほうが良いという御意見もございました。我々としても、今の既存施設を有効に使って、市内全体からの利用を図りたいと考えて整理をさせていただいたところでございます。

なお、先ほどおっしゃったように、利用者については、現在、地域のコミュニティー活動というよりも、体育館としての利用とか、あるいはサークル活動としての利用が多いということで、ここは継続をしていかなきゃいかんだろうという判断で、この分については、貸し室としての継続をしていきたいということで整理をさせていただきました。ただ、この貸し室ということの中で利用形態を見ますと、バドミントンとか卓球でございますので、他の体育施設等々の利用、あるいは貸し室としての文化会館とか市民会館との均衡性を考えまして、今回は使用料の設定をさせていただいたところでございます。以上です。

○山下明子委員

使う側の市民の感覚としてはですよ、西与賀にあるから西与賀の人しか使わないということではなく、例えば、私でも赤松に行ったり、高木瀬に行ったり、あいている公民館を探して使うということはよくあるわけで、佐賀市立の施設のの一つが西与賀のこのコミュニ

ティーセンターだったというふうに思うんですね。

そういう中で、天井も高く、少し広い体育館的なスペースもあって、軽スポーツをするのにいいなと思いながら、片っ方には青少年センターの体育館があり、南のほうには西与賀のコミュニティーセンターがありというふうな位置づけで、市民体育センターまではいかないけれども、それぐらい軽やかに使える場所としての位置づけがされてきたというふうに思うんです。そこら辺で、行政が勝手に、ここはコミュニティーセンターだからあれでしたけれども、生涯学習になるから有料ですよというふうにさっさと変えてしまうところがあるんですね、どうも解せないといいますか、星空のことで充実させるのは大いにやってもらえばいいけれども、だからといってほかのは有料ですよというふうにしてしまうことがですね、ちょっと果たしてどうなのかなというふうに思うんですけれどもね。何か軽やかに受益者負担と言われるけれども、そうでなく使えていたという、佐賀市の自慢で、市立公民館にしろ、コミセンにしろやってきたということとの関係でですね、何かもったいないと思うんですけれどもね。そういうふうな点からの話し合いということはないんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

話し合いというか、うちのほうでの内部協議、あるいは社会教育委員のところでも、やはり使用料の話はございました。それで、一応、市のほうとしましては、地域のコミュニティー活動—これはいろいろな地域活動、サークルもございしますが、この分については、公民館のほうで、今、一本化の整理を行っておりますので、ここの分につきましては無料という判断をしております。ただ、おっしゃるように、あそこには体育的な施設がございまして、そこは自由に使えていたということもございします。ここら辺については継続をしていきたいと。ただ、この分については、他の体育施設とかとの均衡も図り、受益者の負担を若干いただきながらということですね、地元とか利用者の団体の皆様には、予約の仕方とか運用のほうで御理解をいただきたいということで御説明をして、反対もございましたが、最終的にはおおむねの御理解はいただけたかなということで判断をしております。

○宮崎委員

きょう、久しぶりに行って、私も子どものころ以来でしたので、こんなに小さかったのかなと思ったりもしたんですが、嘱託職員で3名体制ということだったんですが、もし、指定管理になった場合—まあ指定管理のほうが考えることでもあるんでしょうが、大体何名体制がベストだなというふうに思われていますか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

この管理運営につきましては、今後、条例を御承認いただけますと、公募という形で仕様を固めていくところでございますが、我々の今の想定の中では、天体望遠鏡関係を自由に使うということもございまして、夜間、22時まであけることとなりますので、人数的に

は2名体制は必要じゃないかなと考えておりますが、今後、指定管理の公募の中で提案が出てくるものと考えております。

○宮崎委員

それとですね、隣のスタジアムの件でもいろいろあったみたいですけど、やっぱり天体観測の施設ですので、街灯の光ですね。今、委託をされている天文協会の方にこの間ちょっとお話を聞いたら、やっぱり明かりは下のほうにあったほうがいいと。上の明かりはないほうがいいと。それについてどう思われていますでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在も数は少のうございますけど、特別観望会を実施しております。

街灯関係については、まずブルースタジアムに夜間照明はございません。その分は影響がないかなという考え方をしております。ただ、外周にランニングコース等がございますので、ここについては、管理者のほうと協議をして、観望会の折には、この部分については消灯をしていただくというような整理をしているところです。

本来ですと、星の観察は山間部がよいと思うんですが、全面が見えないというところがございます。西与賀のあの場所につきましては、平野部の中の南側で、ある程度光が少ないということで、180度が見えるということでも適しているのではないかとということで判断をしております。

○高柳委員

子どもたちは、この天体に関する学びというのは何年生でするんですか。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

4年生と6年生でやるようになっております。

○高柳委員

小学生への出前授業ということで、新規事業案という捉え方をされていますが、これだけの施設を今から展開していくということであれば、これから小学校側との協議を進めていく上での構想があれば教えてください。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

おっしゃるように、小学生が4年生、6年生で天体のほうの、まず第1のステップを図りますので、このあたりについては、星空学習館を利用した取り組みが必要だと考えています。今回、出前講座関係を充実していきたいということを考えているんですけど、学校からの引き込み、これになりますと、西与賀コミュニティセンターまでの交通手段の問題がございますので、ここは今後整理をしていく必要があるかと思えます。まず、我々が考えているのは、出前授業を充実して、各学校のほうに行きまして、そのときも天体望遠鏡とかを持っていくことが可能だろうと考えています。それで、実際に望遠鏡を見ていただいて、最終的にはここに置いております20センチメートルの屈折望遠鏡をお父さん、お母さんとかと一緒に見に来ていただくというような流れで利用者をふやしていきたいというこ

とも考えています。

高柳委員がおっしゃるように、学校との連携は充実させていかないといかんと思っておりますので、この辺は、我々も指定管理者と一緒にですね、交通手段等も協議をしながら、できるだけ星空学習館のほうに来ていただくような仕掛けも検討していきたいと考えております。

○松永憲明委員

私も、星空学習館でどれだけ利用がふえていくのかなということについては、かなり疑問を持っているんですよ。といいますのは、もっと大きな天体望遠鏡が武雄の宇宙科学館のほうにございまして、むしろ、バスを貸し切っていくとするならば、そっちのほうを使ったほうがいいじゃないかというようなことになってくるかなと思うんですよ。

前に1回申し込みをして、私も行って見たんですよ、武雄のほうに。夏休み中でしたけれども、学校で観測会を実施しまして、特別支援学級の子どもたちと私がやり始めてから、周りの部活をやっている子どもたちも一緒に見るという形で、いろんな形のやり方を例示をしながら、皆既日食を1回見た。その前に、武雄の宇宙科学館に行って、いろんなやり方を学んでくるというやり方だったんですよ。もちろん、専門的な方がいらっしゃるから、あれなんですけど。この委託をして、天文関係の方が、それをしていくということになるだろうと思うんですけども、出前授業はあり得たとしても、それじゃそのことが利用増につながるかという、ちょっとここは少しシビアに検討して見ていかないと、はい、そうですねということにはなかなかならんのかなと思うんですね。そこら辺はちょっと甘いかなという気もいたします。

それから、山下明子議員のほうから、これまでの経過からいろいろ言われました。確かに、1階の奥の体育館のホール部分は、ほかのコミュニティーセンターにはない施設でありまして、ここの利用者が年間1万人を超している状況で、あとの各部屋が大体1,000人前後という状況になっております。ですから、多くの人たちは、サークル的な活動や軽スポーツの中で、ここを大いに利用されているという実態がこの数字で明らかになっているのではないかなと思うんですね。ですから、確かにこれまで地元の方とも数回話をされて、おおむね理解を得たと、こうおっしゃっていますけれども、もう少しこれは検討していく余地があるんじゃないかなというふうに僕は思うんですよ。そんなに急がなきゃいかんものなのかどうか、ちょっと考え方をお聞かせ願えませんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

天体部分につきましては、先ほど申しましたように、今の施設を有効活用したいと。武雄の分については、やはり規模的に大きいと。小学生をターゲットにしておりますので、まず、市内の小学生の天体に関する興味を持つきっかけということで使っていきたいと。それで、あとは出前講座とかでふやしていきたいと考えます。

天体だけでは、なかなか増につながらない部分もございまして、指定管理を入れる中

で、科学実験とか、あるいは県内のマイスター制度とかございますので、そのマイスターによる講座とかいうのも含めて、利用者をふやしていきたいなということで考えています。

我々の、今までの天体関係については、職員のほうでやっております、専門知識もない中、建設した平成4年度以降、天体のほうの利用者がなかなかふえてこなかったというのは、我々の反省するところでございまして、平成25年度から、全体的な見直しをしてきた中で、今回の条例の制定につながってきておりますので、ぜひ今年度での制定をお願いしたいということで考えているところです。以上です。

○川副委員

私は、身近な天文館として、今後この星空学習館をぜひ十分に充実させていただきたいと思えます。やはりその中で大切なことは、来る人が来やすい場所ということになってきます。当然、先ほどの視察のときに言いましたけど、やはり駐車場整備、これも当然必要かなと思えますし、周辺ですね、特に、今のコミュニティーセンターの西の部分の道路が若干狭いということでもありますので、そこら辺の周辺整備等もあわせて行っていただきたいと思えます。

駐車場につきましては、ブルースタジアムの駐車場を併用して使うということで言われました。やはり夜に来ると、周辺はランニングコースということで、ある程度の光はありますけど、やはり親子連れで来た場合、少し暗いのかなという感じもしますので、そこら辺は実際に現場を見ていただいて、今の光でいいのか、それから、駐車場が手狭になってきておりますので、当然、駐車場は併用しなければならず、そこら辺をぜひ現場を見ながら、充実をさせていただきたいなと思っています。

もう1つ、これはスポーツ振興課になるかと思えますけど、ブルースタジアムは今から高校生の夏の大会の県予選が始まって、現在の駐車場でも少し手狭な部分があると思えます。地元の農道関係者の車がよくとめてありますので、やっぱり駐車場を整備しないと、この星空学習館の利用者も、なかなか利用しにくいんじゃないかなということで感じていますので、そこら辺を一体とした環境整備を考えていただきたいと思えます。

○山下委員

先ほどの現地視察のときの説明の中で、天体科学学習に係る事業については、今までは県の天文協会に委託してきたという御説明だったような気がするんですが、それはそういうことだったのかということと、つまり、どの部分を委託していたのか、その事業ごとに1回呼ぶときの委託という意味だったのか、それとも天体学習に係るという点で、もう少し広い意味で言われていたのか、どうなんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的に、西与賀コミュニティーセンターは直営でやっておりました。この中での天体事業関係については、やっぱり専門の知識が要りますので、定期観望会、特別観望会、それと天体講座の業務—この天体講座といいますのは天体教室の開催でございます。先ほど既

存事業ということで御説明した、この3点について、スポットでの委託を行っております。

○山下委員

スポット的な委託だったとしても、意見交換をする機会というのは、その気になれば幾らでもあったと思うんですね。それで、先ほど見てましたら、星空資料室のところは、非常に資料がすかすかな状態で、そもそも、来がないという感じがしたわけなんですよ。だから、そのこと自体は、直営だったからというのは言いわけだと思うんですね。もともとのスタートが、天体観測ができる施設もあつてのコミュニティーセンターですと言って、これをやっていきますよと言っている以上、そこら辺でのやりとりというのが、常日ごろ、こういう資料があつたほうがいいよとか、こんなことができるよというふうな、お互い提案し合えるような状態ができていなかったという点については、これは、直営だったからという理由は、私は違うと思うんですが、そこはどうですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

全体的な天体関係に対するアドバイスというところまでは委託をしてなかったところがございます。スポットでやっておりましたので、そういうところでのアドバイス、こちらのほうから、どういう天体現象がありますかとかいうところのアドバイスは受けながらやっておりました。現場のほうは、嘱託員で貸し館的な管理をやっていましたけど、我々職員が現場にいない中で、資料関係についても、おっしゃるように、本当から言えば、我々のほうがもっと力を入れて、天文協会のほうにもこちらから働きかけて聞くという格好ができていれば、もう少しよかつたかなと思うんですが、現実的に、我々はそこまで手が回ってなかったということでの利用ができていなかったということをご反省しているところでございます。

○宮崎委員

要望ですけれども、今、説明を受けて、市が直営やったけんが、なかなか手の回らんやったところもあつたということですので、ぜひ、次の指定管理者の方は、きっとすばらしい天文館にしてくださいと思いますので、その方々の意見も、ぜひ、しっかりと参考に聞いていただいて、魅力のある施設にしてほしいなというふうに思います。

○山下明子委員

もう1つは、天体観測室の床がちょっとぶよぶよとしていたところがありましたけれども、あれはたまたま行って気がついたという感じなんですが、そこら辺は気がついておられなかったかとは思いますが、あそこは絶対補修が必要ですよね。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

きょう御指摘を受けまして、わかつたというのが正直なところでございます。早速指示をしまして、見積もりをとる形に対応したいというふうに考えております。金額によってどうなるかわかりませんが、できる限り早急に対応したいと思っています。以上です。

○山下明子委員

スペース自体が多分大人では七、八人でぎゅうぎゅうと。子どもでもそんなにたくさんは入れない。それから、学習室もたかだか二十四、五人かなという感じがしたんですよね。そうすると、ここで新規事業がいろいろと夢のように書かれています、キャパとして、余り背伸びしてもしょうがない部分というのがちょっと感じられるんですよね。松永委員も言われたんですが、さあ来てくださいと言っても、受け入れられるスペースなのかということがちょっと心配ですね。天体観測室に入るところの階段もとても狭いし、木の階段でというふうなですね。だから、何か変に欲張って風呂敷を広げ過ぎて、身の丈に合わない話をしてしまうと、私は逆によくない感じがするんですよね。だから、ソフト面での充実だとか、そういうことは絶対必要だと思うんですけども、何かそこら辺で、ちょっと知らずに言っていると、物すごいものができるかのように思われそうな感じですが、現実見たら、ちょっと無理じゃないのと。アクセスの部分もそうだし、駐車場のことも言われるけど、そもそも施設自体が小さいのだから、そんなに来られてもだめでしょうと。百何十台といっても、あそこにどれだけ入るねというふうな施設ですよね。そこら辺が現実と合っていないような気がするんですよね。私も松永議員が言われたように、ちょっとそがん急がんでもいいでしょうと、私もちょっと言いたい感じはしますけれども、本当に身の丈に合った対応の中での議論になっていますかね。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

勉強会の折にも申しましたけど、既存施設で天体望遠鏡もございます。部屋も確保しております。あと機材は若干古くなっておりますので、ここを有効に活用していきたいということで、まずはソフトを充実する必要があると。それに対しては、やはり管理面のほうにてこ入れをせないかんということで、我々の反省も含めてこういう整理をさせていただいております。

20センチメートルの屈折望遠鏡を置いておりますが、あそこは明るさが入ってはいけないということもありまして、あまり大きくはできないということで、あそこについては順番に上がっていただいで見ていただくと。

今、屋上のほうを広くっております。倉庫のほうを見ていただきましたけど、あそこには10センチメートル屈折望遠鏡を置いておりますので、10センチメートルの屈折望遠鏡をあそこに並べて、普通の観望会の折にはその望遠鏡を見ながら、もう一つ、一步進んだ形で、上の20センチメートルの屈折望遠鏡を使っていただくというような形をとっております。

例えば、現在、普通の日にはですね、ちょっと出前講座で見たんだけど、子どもがぜひ見たいと言うからということで来られたときに、今の管理人では対応ができないという状況ですので、そういうところを今回以降はですね、ちょっと来られたときでも見られて、ちょっとした解説もできるというようなところを進めていきたいなということで考えています。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第49号議案の審査を終わります。

次に、第52号議案の審査をいたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第52号議案 佐賀市体育施設条例の一部を改正する条例 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

直営にしていたことについてのふぐあいというのが、具体的には何かあったのかどうか。

○山口スポーツ振興課長

現在、直営施設については、所管が教育課であったり、スポーツ振興課なんです。土曜、日曜、祝日等が閉庁という状況の中で、実際の施設は土日を使ってもらっているという状況があります。ただ、実際には予約システムがありますので、あいているかどうかというのは、パソコンなどネット上で見られるのですが、あいているから使いたいなというときに、管理しているところが閉庁ということで対応できなかつたり、具体的にそのようなときに変更もちょっと無理だというような不便なところがあります。指定管理に変わる際には、指定管理者がいる間は施設はあいている。ただ、今、例えば、月曜日休館だとすると一現在は月曜日もあけているんですが一実際は施設の整備等で休館日が生じるというプラスとマイナスの部分もありますが、トータルで見るとプラスに働くのかなと思っております。

○山下明子委員

例えば、指定管理にすることができるというふうにはなるけれども、それは受け手ができなければ、一つ一つの施設によって事情が違ってくということになるわけなので、そうなった場合に、直営として残ったならば、今言われたようなデメリットの部分がずっと残ってしまうということになると、それはそれでちょっとおかしなことになるわけですね、業者との関係では。ですから、それは直営だからどうのこうのということではなく、本来は解決すべき課題ではないかなという感じがするんですけれども、その辺どうなんですか。

○山口スポーツ振興課長

はい、確かに委員のおっしゃるとおりだと思います。したがって、なるべく指定管理ができやすいような条件整備等も含めてどういう形だと実際に手を挙げてもらえるような状況になるのかというのは、今後、早急に検討していきたいとは思っております。その

まま行くというのは、やはりそういったマイナス面を払拭できませんので、改善するための手だてというのは考えていきたいと思えます。

○堤委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第52号議案の審査を終わります。

次に、第47号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第47号議案 平成27年度佐賀市一般会計補正予算(第2号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第3条(第3表) 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

最後の社会教育部4の青少年センターについてなんですけれども、議案質疑もあっておりましたので、重なる部分は避けておきたいと思えます。

冷暖房の空調についてお伺いいたしますが、それぞれの部屋で空調設備が設置されるのかどうか、あるいは一括されるのか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

一応、それぞれの部屋で、空調がきくような形で整備をしたいと考えております。

○松永憲明委員

そうしないといけないだろうとは思うんですよね。もったいないだろうと思うんで、そうなるだろうと予測はしております。

もう1つは通路なんですけど、この図面では非常に見づらくて、どこが通路なのかというのがよくわからないんですけれども、音楽室、和室、調理室、会議室のところと、そこから相談室、多目的室、会議室の間は通路になっているんじゃないかと思うんですね。それから、調理室からフリースペースのほうに会議室と多目的室の間を通ってくる場所も通路になっていて、フリースペースに入って、全体として、仕切りはないというように見ているのかどうか。そこら辺、わかれば教えてください。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

今おっしゃられたとおりですね、小さく廊下と書いているところが通路になっておりまして、会議室と多目的室の間はフリースペースのほうに抜ける通路というふうになっております。右側の赤い部分の赤い矢印から真っすぐおりたところが通路になりまして、それぞれが行き来できるような形に整備をしております。

○松永憲明委員

もう1つは、案内板というのは必要ないのかどうか、あるのかどうか、それをお伺いいたします。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

案内板といいますと、建物に対する案内でしょうか。それとも各部屋のとか……。

各部屋についてもですね、一応サインをつけるようにしておりますし、エレベーターの中に、何階がどうだというふうな案内もするような形で今考えております。

○松永憲明委員

いや、3階に来たときにですよ、何がどこにあるのかということがわかるような案内板というのがあるのかどうかということなんですが。

○社会教育課参事兼副課長兼社会教育係長

3階に来たら、平面図みたいな形での案内をつくりたいと思っています。

○高柳委員

社会教育部3の資料の武家屋敷の門保存修理事業についてなんですが、嬉野家についての内容がちょっと乏しくてですよ、当然、修復作業を終わった後、門のところに表示なんかされるわけでしょう。この門についてはどうこうとかいう文言を。構想はありますか。

○宮崎文化振興課長

先ほどもちょっと御説明はしたんですが、一応佐賀市の指定文化財ということになりましたので、その説明板を表のところに付ける予定にしまして、社会教育部3の資料の中でですね、予算の内訳の中に、点線で囲んだところがあるんですけど、説明板設置工事ということで20万円ほど見ており、設置を予定しております。

○高柳委員

その設置は20万円で了解しましたけれども、嬉野家についての情報等、もう少しわかれば教えてください。

○文化振興課職員

嬉野家について、概要をお話いたします。

もともと佐賀県の西ほうといいますか、武雄とか白石を中心としたところに勢力を持っていたもので、一番著名なのが、中学、高校の教科書に蒙古襲来絵詞というのがあります。あれで、奮戦している武士で竹崎季長という人がおりますけれども、その絵図に嬉野家の先祖の一当時は白石と名乗っておりましたけれども一白石六郎が描かれているということで、鎌倉、室町時代に非常に勢力があったというところでございます。鍋島政権下になりましたら、鍋島家の家臣団に組み込まれまして、言い伝えによりますと、もともと南濠端に住んでいたのが、いつのころからか今の嬉野家の門のところに住んでいると。敷地帳という当時の記録がございまして、天保年間から住んでいるのではないだろうかと言われております。

石高については、175石ぐらいですので、何をもって重臣と言えるかどうかわかりませんけれども、中級クラスぐらいじゃないでしょうか。

門の古さに関しましては、大体屋敷かえというのは、前に住んでいた人の建物自体を使いますので、1840年代に、今のところに嬉野氏が住んだにしても、その建物自体は前の時代からあるというところで、専門の先生によりますと、非常に古い様相を呈しているというところでございます。概略、以上でございます。

○川副委員

ちょっと嬉野家で関連してですけど、6月19日に佐賀市重要文化財指定ということで説明を受けましたけど、佐賀市の重要文化財指定については、どのくらいの期間がかかりますか。これ申請するのは、佐賀市の重要文化財に指定されるために佐賀市が申請するんですかね。佐賀市が申請して指定を受けるまでにどのくらいかかるのか。

○宮崎文化振興課長

実際にはですね、文化財保護審議会という外部の組織を持っておりまして、そこに委員に諮問という形で資料をお出しして、その日に、指定については異議はないということで委員の意見がまとまりましたので、そのまま答申を出していただいたという形です。もちろんその前には、いろんな資料を収集したり、文化財保護審議会に出すための資料をお示ししたりということはおやっておりますが、その審議自体は保護審議会が1日で終わっております。その後、市のほうでの答申を受けてですね、佐賀市のほうでの手続きがございまして、告示をしないといけないんですが、告示をした日が6月15日ということになっております。その日をもって指定ということになります。

○川副委員

文化財指定を受けると、やはりそれによって、国、県から交付金関係が、その事業に対して交付されるのか。

○宮崎文化振興課長

もちろん、国とか県の指定文化財になりますと、例えば修理をするときとかに補助金がいただけるということがあります。ただ、今回は市の所有で市の指定文化財です。これが民間所有で、市の指定になれば、民間の所有者が修理などするときに、佐賀市から補助金を出すということになるんですが、市の所有で市の指定ですので、お金のことは何もないということでございます。

○山下明子委員

さっき青少年センターところで、赤いところが困難を有する青少年の支援の場、支援の場だから相談室としてそういうふうに使われていると思うんですが、ずっと気になっていたのは、いわゆる困難を有する青少年というのは、どのような青少年を具体的にイメージされているのかですね、まずお聞きしたいんですが。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

現在、青少年センターのほうではですね、小・中学生の相談も受けているところなんです、そこもひっくるめてですね、中学生、高校生、高校生以上のところも含めてですね、ニートとかひきこもりのところも、今回、対象にしていきたいということで、基本的には39歳までを対象にした対策をとっていききたいと。

この分については、NPOスチューデント・サポート・フェイスのほうでいろんな取り組みをやられております。やはり佐賀市にも潜在的なニート、ひきこもりはございます。これについては我々のほうに青少年指導係もございますので、ここを少し充実してですね、うまく連携をとりながら対応していきたいと。できれば、アウトリーチ的な対応もかけていくことが可能かなと思っています。あと学校関係との連携は、教育委員会のほうがここにかむことで、うまくとれるんじゃないかなろうかということで考えているところです。以上です。

○山下明子委員

今、伺っていたら、ニート、ひきこもりまでと。ひきこもりの人はひきこもりですけど、ニートはひきこもりとは限らないわけですよ。39歳と言ったら、まあまあ大人の方たちも含めて利用ができて、それは必ずしも相談だけではなく、自由にふらっと来て、ふらっと居場所としていられるという点で意味がやっぱりあると思うんですよ。そうすると、必ずしも目的を持たないで来て、いられるとすると、フリースペースということに多分なるのかなと思うんですね。だから、そこら辺の居場所としてふさわしいあり方というところを、何か相談で囲い込むべき人たちなんだというふうに決めつけてしまうような……。だから、相談の場所はここですよという意味でならわかるんですが、何か困難を有する青少年は世間の目から隠して、別の場所から上がらないといけないみたいな話でもないと思うので、その辺をふわっと包み込めるようなゾーニングとかいうことをしていただきたいなというのがあります。なぜそれを言うかという、iスクエアビルが商工ビルに移ったときの一番印象が悪い点はですね、iスクエアビルときには各フロアに飲食コーナーとか、ちょっとしたフリースペースが横にありましたよね。だから、フリーのフロアに行かなくても、エレベーターをおりたらすぐ脇のところで、ちょっとほっこりできるとか、ちょっと食べたりもできる。それから、目的を持ってフリースペースに行ったり、目的を持って会議室を利用したりということができていたのが、商工ビルになると、そのフリーなところがないわけですよ。だから、息苦しい。フリースペースがフロアにはあるけれども、いっぱい物が置いてあって、ほっこりと座っていただけるソファなんていうのが、本当に少ししかなくて、あとはすぐ目の前に場所をとったグループのワーキングのスペースが迫っているとかね、そういうことで、もう本当に息苦しいわけですよ、はっきり言って。あんなふうにはしてほしくないわけですよ。

本当に開放感があって、人からかかわられたくもないけれども、自分でふらっと来れるという雰囲気はどうつくるかということが一方でない、目的を持った人しか来られない

というふうには絶対にしてほしくないと思うんですね。だから、そこら辺の考え方というのは、どのように検討されているのでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

まず、我々は、高校生が一番のターゲットかなと思って、高校生のほうにもいろんな御意見を聞きました。先ほどおっしゃったように、飲み食いもできて、いろんなおしゃべりとか、中にはぎやかかなところで勉強もできるという子もいましたので、このフリースペースについては、一般の高校生が自由に出入りできると。飲食も可能であるということ。西側のほうが全面ガラスになりますので、明るいというところと、あと、うちの事務室の方からも見渡すことができるということで、ここを大きくとっていくということで、今、こういう絵を描いていますけど、この備品等についてはまた整理をしていきたいなと思っています。

それと、困難を有する青少年については、このフリースペースに真っすぐということはなかなか難しいだろうと思っています。困難を有する青少年については、やはりレベルがいろいろございまして、実際に出て来れるような方については、ある程度次のステップに行けるというところもあるので、今ここの部屋について、相談室だけを私御説明したんですけど、左側に少年サポートセンター、ここは補導だけではなくて、非行などからの立ち直り支援もやっておりますので、ここと連携をしたいと。上の方に支援室みたいな形で、我々の青少年指導係を配置すると。ここは具体的にはまだ整理はしてないんですけど、ここにちょっと寄るとかいうようなよりどころの場所にできないかなと思っています。ここで、次のステップに入るときとか、あるいは青少年サポートセンターが、いろんな立ち直り事業をやられるときに一緒に入ってもらうとか、あるいは今、北島ビルのほうにチューデント・サポート・フェイスがございまして、あそこも体育館を使ったりとか、調理室を使ったりしていろんな活動をされていますので、この場でしていただく。このセンターを使っただけということの中で、次のステップで一般の方と交わりができるようなところも模索をしていきたいなということで考えております。以上です。

○山下明子委員

ということは、この赤いエリアの中にも、少しフリーなスペースがあると思っていんですか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

基本的には、事務スペースで考えておりますけど、赤の一部、左側の半分は少年サポートセンターが県警のほうからの移転を予定していますので、上側のスペース、ここのところですね、ちょっといられるような、入れるような形で整理ができればなと思っていますし、ここの相談室は今、5部屋つくる予定です。防音をした部屋もつくりまして、三、四人入れる部屋もつくりまして、ここもちょっとしたスペースとしては活用できるんじゃないかなと考えております。

○山下明子委員

わかりましたが、本当にぎゅっと囲い込むところではないスペース、ふわんとしたところを随所に、意識的に確保しておくというのが、こういう場合はとても大事じゃないかなと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第47号議案の審査を終わります。

次に、最後になりますが、第5号報告について説明をお願いいたします。

◎第5号報告 平成26年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、御質疑ございましたらお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたしたいと思います。

社会教育部の職員の皆さんは退席されて結構でございます。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、さきに行いましたので、第56号議案、第57号議案、第58号議案、この3議案の案件であります校舎の耐震補強大規模改造建築工事の中の一部変更ということで、外壁及び内壁の劣化部分の数量等についての質疑がございましたので、この点について、答弁をいただきたいと思います。

○建築住宅課職員

先ほど御質問がございました3校分の、内部、外部の劣化部分の面積と、それから川上小学校になりますけれども、天井改修の面積を明記させていただいております。

まず、外部、内部の劣化部分の数量ですけれども、まず、循誘小学校は、外部の浮き部補修の当初の設計が60平米に対して270平米で210平米の増となっております。内部につきましては、壁というよりは、はり形といいまして、天井からはりがぽこっと出ているんですが、その部分のモルタルというかですね、そういった浮き部でございます。循誘小学校は、事前の調査では特に浮いてはいなかったんですけれども、実際、各間仕切り壁を撤去したときに、下場の部分が外れて一実際、はりがモルタルで巻いてあるんですが一そこが落下の危険性があるということで、一応全部その部分をはがしてですね、ボードで仕上げ直したという面積でございます。これが、設計のときは特にそこを見ておりませんでしたけれども、工事の中で出てまいりましたので、240平米の増という形でございます。

それから、久保泉小学校ですけれども、外部につきましては、浮き部がもともと48平米

でございましたが、実際、調査をしたところ244平米になりまして、196平米の増という形になっております。次に、内部のほうですけれども、こちらも同じはり形なんですけど、久保泉小学校につきましては、もともと167平米ほど浮いておったんですけども、実際の工事をしようとして一この改修方法というのが、接着剤を圧をかけて注入するという方法なんですけど、はりのモルタルが部分部分浮いていてですね、それを注入をしようとしたところ、逆に全体が浮いてはがれてしまうおそれがあったものですから、これ以上、逆にその浮き部を広げてしまうことがないようにということで、施工を取りやめて、塗装等の改修を行ったという形で減をしております。これが167平米の減という形です。

それから、川上小学校につきましては、もともと外部の浮き部の改修が61平米だったところが233平米ということで、172平米増というふうになっております。それと、内部につきましては、川上小学校が循誘小学校と久保泉小学校と違うんですが、天井より下にはりが出ていない、天井の裏にはりがあるタイプの学校でございまして、そこについては、はりのコンクリートをモルタルで塗るということは特にしていないので、改修というのは特に必要なかったというところでございます。それから、川上小学校のほうの天井改修面積がふえておりますけれども、もともと天井改修が436平米であったものが1,621平米となっております。1,185平米の増というふうになっているところでございます。以上です。

○堤委員長

それでは、質疑をお受けいたします。

○松永憲明委員

そうするとですね、循誘小学校、久保泉小学校、川上小学校の外壁の浮き部の改修なんですけれども、平米単価はそれぞれ幾らになるんですか。

○建築住宅課建築二係長

樹脂を注入するモルタル部の補修についての平米単価は、平米当たり1万4,800円で入れております。

○堤委員長

それはどこも同じということですか。どこの学校もということなんですか。学校別のことをお聞きになってますけど。

○建築住宅課建築二係長

部分的に、細幅とか、大きい幅があるんで、大きい幅のほうは1万4,800円で、細いのは1万500円で入れております。学校の単価は合わせております。

○堤委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようであれば、以上をもちまして、第56号議案、第57号議案、第58号議案の議案の審査を終わりたいと思います。御苦労さまでございました。

◎執行部退室

○堤委員長

議員の皆さんにお諮りいたします。

まず、現地視察についてはいかがでしょうか。けさ方行った所以外に、どこかまた行きたいというところはありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないということでございますので、明日は現地調査をしないということにいたします。

それでは、次の委員会は、明日、7月1日午前10時に開会をいたします。

以上で本日の文教福祉委員会は終了いたします。お疲れさまでございました。